



日本共産党市議会議員団

おぜき栄子
鳥井やすこ

にこっと通信

無料法律相談会毎月第1火曜日 おぜき栄子・鳥井やすこ事務所
相談される方は事前に事務所へ連絡して下さい。

第132号

2020年5月24日(日)
足利市田中町789
第3石川ビル3階
TEL(72)7848
FAX(71)8392

4月臨時議会議案の賛否

議案	内容	おぜき	鳥井
第22号	市税条例等の改正に関する専決処分	×	×
第23号	2020年度一般会計補正予算(第1号)について	○	○

会期は、4月30日の1日間でした。

主な議案

- ①市税条例等の改正に関する専決処分
国民健康保険税の限度額の引き上げ
- ②2020年度一般会計補正予算

4月臨時議会報告

1. 新型コロナウイルス感染症対策で中止となった13事業(花火大会など)の 組み替えにより、足利市緊急支援事業実施 市単独の補正予算額 1886万円

「明日の笑顔プロジェクト」 6658万円

	事業名	内容	予算	備考
1	布製マスク配布事業	小中学生 32,730枚(2枚/人) 妊婦 4,500枚(3枚/人)	728.1万円	市内の縫製業者製造
2	児童・生徒居場所支援事業	放課後児童クラブ、民間保育園等 支援金 1事業所に10万円	1030万円	103事業所
3	雇用対策支援金事業	雇用調整助成金制度活用事業所 1事業所に10万円	2500万円	250事業所
4	緊急経営対策資金預託金追加	事業規模 4億円 各事業所へ400万円	2000万円	100事業所
5	足利グルメ応援チケット事業	実行委員会へ交付 参加店舗奨励金 1万円	400万円	300店舗

一般会計補正予算 (23号議案)

〇臨時議会において、2020年度一般会計補正予算が審議されました。新型コロナウイルスの影響で経済的に大変な状況になってきている市民への支援内容について議論し、可決されました。

全員協議会

日本共産党議員団は、全員協議会で雇用調整助成金制度を活用できない中小零細企業者の支援を求め、就学援助対象者への情報提供の状況を確認し、これからでも申し込みが可能であることを確認した。特別定額給付金についてはDV被害者などで、住民票を動かさずに転居している人達への情報提供の状況について質し、改善を求めました。

2. 国の事業に伴う補正予算(補助事業)

	事業名	内容	予算	備考
1	特別定額給付金事業	給付金対象者に10万円/人 住民基本台帳登録者	148億4700万円	146,955人 67,200世帯
2	臨時特別給付金事業	児童手当受給世帯 給付額 児童1人 1万円 *特例給付受給者は対象外 (所得制限限度額以上の児童)	1億8214万円	10,500人

22号議案では地方税法の改正に伴う市税条例の改正として、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引き上げを含んでいます。国民健康保険制度は、国民健康保険法第1条に「この法律は、国民健康保険事業の健全な運営を確保し、もって社会保障及び国民保健の向上に寄与することを目的とする」とあり社会保障の精神をもって始められました。制度当初は国庫支出金の割合を医療費総額の2分の1にきちんと責任を持っていました。ところが国はその後、臨調行革路線において、その負担割合を大きく減らし、その後も削り続けてきた。こうした改悪の影響を受け自治体、被保険者に対する負担が増え続けてきたのです。



現状でも高すぎる国民健康保険において、これ以上の被保険者負担を多くする、この議案に賛同することはできません。

なにより国民健康保険税は前年度の収入をベースに税額が決定される制度であることを考慮する必要があります。現在、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下において、昨年より収入が減る恐れのある国民加入者は少なくないと考えられます。今求められるのは、国の示す案に安易に追随することではなく、市民の不安を少しでも軽減するため、足利市としてできる最大の国保税引き下げに取り組みすることではないか。

限度額の引き上げをやめ、負担軽減を！

新型コロナウイルス感染拡大に伴う
生活を支えるための支援のご案内

	項目	内容	手続き	問い合わせ
1	特別定額給付金	1人につき10万円を給付	5月22日より市から発送される申請書に必要事項を記入し返送。6月初旬から指定口座に振込	コロナウイルス対策本部 0284-20-2279
		DV、虐待等で自宅から避難している方も受け取れます。	市役所に相談して、申請をして下さい	児童家庭課 0284-20-2251
2	子育て世帯給付金	児童1人につき1万円を給付	6月初旬に対象者へ市から案内を発送、児童手当の口座に6月末振込 *特例給付受給者は対象外 (所得制限限度額以上の児童)	児童家庭課 0284-20-2137
3	地方税の徴収猶予	事業収入が前年同期に比べ、20%以上減少した場合に1年間猶予する	6月30日までに所定の申請用紙に記入し、資料を添付して収税課に提出	収税課 0284-20-2125
4	住居確保給付金	離職や休業により住居を失う恐れのある場合に最大で3ヶ月間支給する	事前に電話相談し所定の申請用紙に記入し、資料を添付して収税課に提出	社会福祉課 0284-20-2269
5	上下水道料金の支払い猶予	収入が減少した場合に最長4ヶ月猶予する。その後も相談には応じる。	上下水道部お客様センターに電話で相談し、手続きをする。	上下水道部 0284-22-7921
6	個人向け緊急小口資金	1世帯20万円まで貸し付け	休業による生計維持のための費用	社会福祉協議会 0284-44-0322
7	小中学生マスク配布	市内小・中学生へ布マスク(2枚)。妊婦(3枚)を配布	4月27日から小中学生には学校を通じて配布。妊婦には郵送にて配布	工業振興課 0284-20-2110
8	感染拡大防止協力金	1事業者最大30万円	4月21日～5月6日まで休業した県内事業者。飲食業で自主休業した店。	栃木県コロナウイルス対策本部 028-623-2826
9	持続化給付金	売上が半減した事業者個人事業者は100万円、法人は200万円を給付	<u>web予約</u> :持続化給付金事務局ホームページにアクセスし申請をすすめる。 <u>電話予約</u> :申請サポート会場を電話予約し足利会場0903(商工会議所)を予約 TEL0570-077-866	中小企業 金融・給付金相談窓口 0570-783-183
10	国民健康保険税の免除等	生計維持者の収入が前年比30%以上減った世帯。新型コロナウイルスに関する検査・治療は資格証明書でも保険証と同様に受けられます	市役所保険年金課に相談して下さい	保険年金課 0284-20-2147
11	介護保険料の減免や徴収猶予	収入が一定程度減った方に認められる場合があります	市役所元気高齢課に相談して下さい	元気高齢課 0284-20-2136
12	電話、携帯電話、電気、ガス料金の支払い猶予	電話、携帯電話、電気、ガス料金の支払いに困難な事情がある場合に支払いを猶予	国から事業者に対して支払いの猶予について柔軟な対応をするよう要請しています。契約している事業者に相談をしてください	電話、携帯電話、電気、ガス事業者
13	生活保護制度	最低生活の保障と自立の助長をはかるため、最低生活費の不足分が保護費として支給されます	社会福祉課に相談し、申請して下さい	社会福祉課 0284-20-2269

お気軽に相談を！

国・県・市への要望をお聞かせください。
新型コロナウイルス感染症対策や身近な困りごとなど
お気軽に声をおかけください。

連絡先

日本共産党市議団

おぜき栄子 090-8004-0577

鳥井やすこ 090-1690-5106